令和5年度「恵庭市いじめ防止基本方針」改定案の作成にあたって

令和5年度「恵庭市いじめ防止基本方針」の作成に当たっては、令和5年度「北海道いじめ防止基本方針」と平成30年度「恵庭市いじめ防止基本方針」を踏まえて作成した。

■令和5年度「北海道いじめ防止基本方針」についていじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、いじめの問題に一層の危機感をもって取り組むために基本方針の一部を改定

(主な改定のポイント)

- ① 望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る取組の充実
- ② いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりの推進
- ③ 児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの適切な利用の促進
- ④ 法に基づくいじめの積極的認知(「いじめ見逃しゼロ」)の徹底
- ⑤ 法に基づく道教委の指導助言及び市町村教育委員会との連携強化
- ⑥ 学校及び市町村教育委員会での早期からの組織的な対応の徹底
- ⑦ 警察等の関係機関との連携による事案への対応
- ⑧ 法律や心理の専門家と連携した市町村教育委員会及び学校への支援
- ⑨ 重大事態調査の迅速かつ適正な実施への支援
- ⑩ 地方公共団体の総合教育会議による協議・調整 等

■平成30年度「恵庭市いじめ防止基本方針」の特徴

- 「基本的な考え方」や「教育委員会が取り組むべきこと」、「学校がとり組むべきこと」 等についての項目を揃え、内容に一貫性を持たせ、わかりやすい工夫がなされている。
- 道の方針は、全ての学校種を対象にしており、網羅的な内容になっているが、市の方針は、市教委や学校がより具体的な取り組みをしやすいように工夫されている。
- △ 平成26年度の方針の策定から10年が経過し、社会の情勢が大きく変化している中で、 現行の方針の加除修正では、対応しきれない面が多くなっている。
- △ いじめの問題やその対応への社会的な関心が高まっており、道と市の方針の整合性を図っておく必要がある。

■令和5年度「恵庭市いじめ防止基本方針」の作成に当たって

- 道の基本方針の改定の方向や10項目のポイントを踏まえた内容にした。
- •「いじめ防止の基本的な考え方」についての構成(章立て、節立て、項立て)を道の方針の 構成や表記に合わせた。
- 「学校が実施する施策」や「重大事態への対応」については、平成 30 年度「恵庭市いじめ 防止基本方針」の具体的な表現を生かすようにした。
- 基本方針についての活用と実効性を高めるため、膨大な分量にならないよう配慮した。
- 資料(コンパス)の関連ページを掲載した。